

[判例研究]

著作権法上の公表権と情報公開・知る権利

神奈川県新築マンション平面図等公開請求事件

東京高裁平成3年5月31日

民事第9部差戻後2審判決(控訴棄却・確定)

The Right of Publication in Copyright Law and Freedom of Information

松井修視

MATSUI, Shuji

一、はじめに

今日、地方自治体の定める情報公開制度は、当該地方自治体の有する公文書等情報につき、その開示を求める権利を住民等に認めているが、それらの情報の中には、第三者から地方自治体に提供されたものもある。その第三者には、企業等の事業主体も含まれるが、特に、そのような事業主体に関する情報が、情報公開制度に基づき公開されると、場合によっては事業主体の営業上の情報が漏出し、当該事業主体の競争上の地位が脅かされることになる。

地方自治体の情報公開制度は、このような問題に対処するために、適用除外規定を設け、法人等事業情報につき一定の保護を与えている。以下で取り上げる、神奈川県の公文書公開条例(「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」)も、その5条1項2号で、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するために、公開することが必要と認められる情報 イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる消費生活の安定に対する著しい支障から消費者を保護するため、公開することが必要と認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」(昭和57年10月14日神奈川県条例第42号)と定め、特に、事業主体に対し「明らかに不利益を与えると認められる」事業情報の公開につき、制限を加えている。

公開制限の対象となりうる法人等事業情報には、さまざまなものがあるが、本稿で取り上げる著作権に関する情報も、その一つである。特に、著作権法上、著作者人格権として認められている「公表権」は、情報公開制度上の公開と対立しあうように見える。事業を営む法人や個人がいまだ公表していない著作物を、地方公共団体が手元に有するからといって、実際に、住民等の情報公開請求に応えて自由に公開できるものか、問題となる。

このような問題は、1983年、神奈川県公文書公開条例に基づいてなされた、新築マンション平面図等公開請求事件（差戻前第1審、横浜地判昭和59・7・25 判例時報1132号113頁、同第2審、東京高判昭和59・12・20 判例時報1137号26頁、差戻後第1審、横浜地判平成元・5・23 判例時報1319号67頁、同第2審、東京高判平成3・5・31 判例時報1388号22頁）によって提起されることとなった。

以下、ここでは、このように情報公開制度上の情報開示と著作権法上の公表権が緊張関係に立つことを考え、情報公開制度のめざす知る権利の実現と著作者人格権としての公表権の調整をいかに行うか、また、そもそも両者の関係はどのように理解されるべきか、考えてみたい。

二、事実の概要

この事件は、神奈川県公文書公開条例に基づいて、同県内に住む住民が新築マンションの各階平面図、立面図および断面図の閲覧を請求したところ、拒否処分を受け、その取消しを求めて提起されたものである。まず、差戻前第1審判決は、原告の拒否処分を求める法律上の利益がないとして訴えを却下したが、第2審は、原告の法律上の利益を認め、第1審判決を取消し、事件を地裁へ差し戻した。差戻後の判決では、新築マンション平面図等が、同公文書公開条例の適用除外事項にいう法人等事業情報として保護に値するものか否か、また、当該平面図等は同じく適用除外事項となっている個人情報を当たるかどうか、の二点が争われた。個人情報該当性に関しては、1審、2審とも、ほぼ同様の理由でそれを肯定している。しかし、法人等事業情報該当性については、同マンション平面図等に関する著作権法上の権利が問題となり、1審、2審裁判の判断方法は異なる。

差戻後の判決の著作権関連部分の議論を見てみると、そこでは、まず、新築マンションの各階平面図等が、(1)著作権法で保護される著作物に当たるかどうかが問われ、次いで、本件では原告自身が同平面図等の閲覧のみを求めたために、(2)（同図面等に対する）著作者の公表権の存在と、(3)同公表権に対する不利益の発生の有無、が問題となっている。新築マンションの当該各図面が、著作権法上の著作物に当たることについては、1審、2審の判断に大きな差はない。

差戻後の第1審は、上記(2)(3)の問題点について、「著作者が公表権を有することを理由に未公表の設計図書のすべてが公開禁止されると解することは相当ではない。問題は公表権そのものの存否ではなく、設計図書自体の公表によって著作権にいかなる不利益をあたえるかであり、その不利益が条例五条一項二号にいう『明らかに不利益を与えると認められるもの』と認められるか否かである。」と述べ、さらに、「本件各図面には設計者である太陽企画の設計上の創意工夫ないしノウハウが含まれていて、これらを公開すれば太陽企画に明らかに不利益を与えると認めるを相当とする。」（判例時報1319号75頁）として、原告の請求を棄却している。これに対し、以下で取り上げる第2審は、当該各図面に「特別なノウハウ又は創意工夫と認められるようなものはない。」（判例時報1388号31頁）とし、むしろ他方で、著作権法上の公表権の存在そのものを問うている。

三、判 旨

「四 条例五条一項二号該当性」

「右の経緯及び規定の文言からすると、条例五条一項二号本文の『明らかに不利益を与えると認められるもの』という規定は、『当該法人等に不利益を与えるおそれのあるもの』という比較的穏やかな文言も、『当該法人等に重大な不利益を与えるもの』或いは『当該法人等に著しく不利益を与えるおそれのあるもの』という比較的厳格な文言とともに退けた規定であり、したがって、同項の『明らかに不利益を与えると認められる』とは、文書を公開することにより法人等が不利益を受ける『おそれ』があるにすぎない場合では不十分である一方、その不利益が『重大』若しくは『著しい』ものであることを要しない趣旨であると解される。したがって、右規定は、法人等に与える不利益の大小を問わないが、不利益を与えることが客観的かつ明白なものでなければならぬことを定めたものと解すべきである。

(三) そこで、本件各図面の公開により、太陽企画に対し、明らかに不利益を与えると認められるかどうかについて検討する。

(1) まず、本件各図面は、太陽企画が自己的営業活動の用に供する目的で本件マンションの建築工事のために作成した設計図面であるところ、《証拠略》によれば、本件各図面は、専門的知識と技能を有する設計者が、その知識、技能、経験を駆使して作成したものであり、設計者は、次のとおり、ノウハウないし創意工夫があると考えていることが認められる。」

「右認定事実によれば、本件各図面は、著作権の目的として保護される著作物といわなければならない。

そうであるとすれば、太陽企画の意に反し、本件各図面を公開することは、太陽企画の著作権を侵害し、太陽企画に明らかに不利益を与えると認めるべき筋合いである。

(2) この点に関し、控訴人は、まず、本件建物と同じ『ライオンズマンション』と称して販売されている建物は、既に建築雑誌などに公表されている各部分のつなぎ合わせ的なものが多く、したがって、本件建物に関する本件各図面は、独創性はなく、著作権法にいわゆる著作物に当たらない旨主張する。……著作権法二条一項一号、一〇条一項六号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約二条（1）によれば、設計図書は、学術的な性質を有する図面として、著作物の目的となると解するを相当とするから、控訴人の右主張は採用できない。

(3) 次に、太陽企画が本件各図面について著作権を有するとすれば、被控訴人による本件各図面の写しの交付は、著作権法二一条の複製権の侵害となるべきところ、……控訴人は、公文書の閲覧等の請求書において、公文書の閲覧のみを請求し、その写しの交付を請求していないことが認められるから、複製権の侵害には当たらないというほかない。

(4) 著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利（公表権、著作権法一八条一項）を有することはいうまでもなく、したがって、本件各図面の公開が、公表権を侵害することは否定できない。

この点について、控訴人は、本件各図面が、公開を予定して作成され、一般に広く公開されてきた図面であり、また、太陽企画が、本件各図面を建築確認申請書に添付したような場合、遅くとも確認申請時期には公表に付したものであると主張する。

しかし、設計図書自体は一般的に公衆に提供されることを予定されている著作物ではなく、設計者が設計委託者に対し、部数を限って設計図書を提供するのが通例であろうし、本件にお

いても、……各図面が、公開を予定して作成され、一般に広く公開されているということはできないし、また、建築確認申請書に添付することは、建築確認という行政手続のために当該行政庁に提出したにすぎず、そのことだけで公表に付したと理解することはできない。

また、一般的に、不特定多数を相手方として売却を予定されているマンションの場合には、販売用パンフレットやカタログの購入を希望する公衆に頒布すると思われるが、殊に新築マンションの場合、建築段階から販売を開始することが多く、……そのような場合には特に購入希望者の便宜のためにパンフレット等に相当詳細な図面や配置が載せられているのが通例である。」

「しかし、本件マンション購入者等のために提供又は提示されたものは、本件各図面に類似するものであろうことは推認するに難くないが、なお本件各図面そのものでないことは明らかであり、……したがって、これらの広告、宣伝等に用いられた図面が不特定又は特定の者に頒布されたからといって、本件各図面が公表されたことにはならない。

(5) 控訴人は、法人等の営利的活動に対する不利益を理由に知る権利を制約する場合は、知る権利を犠牲としてもなお非公開とせざるを得ないだけの重大な不利益、すなわち、『法人等の正当な活動を困難にするような不利益』をこれらの営利的活動に与える場合でなければならず、したがって、条例五条一項二号の『不利益』は、現実的、具体的な不利益でなければならぬし、その不利益は客観的に明白でなければならないという見解を前提として、本件各図面が公開の対象となり、かつ著作権者が公開に異議を述べたとしても、そのことだけでは直ちに『明らかに不利益を与える。』ことにはならないのであり、さらに、本件各図面について、それまでに考えられたことのない独創性があり、しかも、その独創的な工夫が既に公表されている他の図面や建物の外観など他の手段で知ることのできないものでなければならず、また、一部を公開するだけでもその独創的工夫が明らかとなる、といえるものでなければならぬところ、本件各図面はこれに当たらない旨主張する。

しかし、条例五条一項二号の『不利益』を控訴人主張のごとく限定的に解さなければならぬものでないことは、前記説示のとおりである。本件各図面が公開されることにより、太陽企画が本件各図面について有する著作権を侵害することになるのであり、したがって、太陽企画が著作権を侵害されるという現実かつ具体的な不利益を受けることは明らかであるといわなければならない。このことは、右著作権侵害により、太陽企画が、どのような損害を被るかということとは、別問題である。

なるほど、本件各図面について設計者がノウハウないし創意工夫があると考えているところについて、さらに子細に検討してみると、……その主張自体において、特別なノウハウ又は創意工夫と認められるようなものはない。」

「したがって、本件各図面が公開され、太陽企画がその著作権を侵害されることにより、その正当な活動を困難にするような重大な損害を被るとは認められない。

しかし、なお、本件各図面の公開により、太陽企画が何らかの損害を受けないとまで断定することはできない。なぜなら、著作権法一八条の公表権との関係において、著作物たる設計図書がすでに公表されたというには、当該設計図書が、発行（……同法三条一項）又は展示の方法で公衆に掲示されること（同法四条一項）が必要であると解するを相当とするところ、仮に、本件各図面と本件マンション購入者等に提供された図面との間に相当程度の同一性があったとしても、本件マンション購入者等への図面の頒布によっては、未だ本件各図面が公表されたも

のと認めることができず、本件各図面を公開することにより、太陽企画が、本件マンション購入者に対する図面の頒布とは別途に、何らかの損害を受けないことまでも保し難いからである。

そして、著作権法の公表権は、著作者人格権に属するものであり、同法は、著作権の制限について、第二章第三節第五款に明文の規定を置きながら、同法五〇条で『この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してなならない。』と規定しているのであるから、法律の明文の規定がないのに、みだりに類推解釈により公表権を制限すべきではなく、まして、法律の授権に基づかない条例の規定の解釈運用によって、著作権法により与えられた公表権を制限するような結果をもたらすことは許されないものといわなければならぬ。したがって、条例五条一項二号の『明らかに不利益を与えると認められる』の解釈により、著作権者に重大な損害が生じないからとして、公表権の侵害を容認する結果を認めることは許されないものである。』

四、研究

1. 図面の著作物性について

本判決は、情報公開請求の対象となった新築マンション平面図等の「著作物性」について、「右認定した事実によれば、本件各図面は、著作権の目的として保護される著作物といわなければならぬ。」「そうであるとすれば、太陽企画の意に反し、本件各図面を公開することは、太陽企画の著作権を侵害し、太陽企画に明らかに不利益を与えると認めるべき筋合いである。」「著作権法二条一項一号、一〇条一項六号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約二条(1)によれば、設計図書は、学術的な性質を有する図面として著作物の目的となると解するを相当とするから、控訴人の右主張(著作物ではないという)は採用できない。」というが、まず第1に、「著作物性」の認定に際し、差戻後の第1審判決もそうであるが、少なからず「ノウハウ」(という基準の)の存在を前提にしている点は(同判決自体、最終的に、「特別なノウハウ」は認められないとするにしても)、問題といえる。著作権法上の著作物は、著作物の表現の奥にあるアイデアや技術については、それを議論の対象とはしないはずである。次に、「設計図書」は、「学術的な性質を有する図面」として著作物の目的になる、というが、「設計図書」であるがゆえに保護された「著作物」であるという図式は、安易過ぎる判断ではないか、とも思われる。

著作権法上の著作物として保護されるためには、通常、その表現に「創作性」があるかどうかが問われる。しかし、最近の判例の中には、必ずしも厳密な意味でその「独創性」を要求していないものもあるといわれ、たとえありふれた設計図書でも、保護があたえられる可能性は高い。こうした保護は、著作権法のみが適用の対象となっている、いわば閉じたシステムの中では認められても、同法と他の法が相克しあう領域では、不適切といえる(この点の指摘については、中島徹「知る権利と著作権」中央学院大学法学論叢第6巻2号42~43頁(1993)参照)。この意味では、本判決の「著作物性」の認定は、不十分といわなければならない。

2. 著作権法上の公表権と情報公開制度

次に、本判決は、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又

は提示する権利（公表権、著作権法一八条一項）を有することはいうまでもなく、したがって、本件各図面の公開が、公表権を侵害することは否定できない。」「本件各図面が公開されることにより、太陽企画が本件各図面について有する著作権を侵害することになるのであり、したがって、太陽企画が著作権を侵害されるという現実かつ具体的な不利益を受けることは明らかであるといわなければならない。このことは、右著作権侵害により、太陽企画が、どのような損害を被るかということとは、別問題である。」とするが、これは、各図面の公表＝公表権の侵害＝設計会社の不利益という構図を描くものであり、公文書公開条例5条1項2号該当性の判断に際して、控訴人の主張する比較衡量の手法によることを、否定するものである。同条例5条1項2号の「明きらかに不利益を与える。」という文言の「不利益」を狭く解釈する一方（判旨冒頭部分参照）、著作権法上の公表権侵害という（むしろ形式的な）事実をそこに持ち出すことによって、本件を解決しようとする姿勢がそこには見られる。

ここでは、主に、差戻後の高裁判決が、公表権の侵害の程度に具体的に言及することなく、単に著作権法上の公表権に抵触しているという事実にのみ着目し、公文書公開条例5条1項2号に定める「不利益」判断を行っている、というところに焦点をあて考えてみることにする。

まず、差戻後の第1審判決は、上記の「二、事実の概要」のところでも引用したように、著作権法上の公表権が存する場合でも、その公表によって著作権にいかなる不利益を与えるかが問題であるとして、具体的な審査に入り、当該各図面に「創意工夫ないしノウハウ」が認められることを明らかにした。この判決は、公文書公開条例の5条1項2号に定める法人等事業情報に関し、「明らかに不利益を与えると認める」とする適用除外規定の審査（基準）の枠組みの中で判断を行うものである。これに対し、同第2審は、当該各図面に「特別なノウハウ又は創意工夫」は含まれていないとし、公表権侵害の一言をもって非公開事由としている。

このような判断方法は、著作者人格権としての公表権を持ち出すことによって、情報公開制度の用意する法益保護のシステム（上述の「明らかに不利益を与えると認める」という基準を用いて行う）に、本件審査を乗せないという状況をつくりだしている。この第2審の論法で行くと、著作権法で保護される著作物が、いまだ公表されていなければ、それらのすべてが、情報公開条例で開示できないということになる。これでは、著作権法上の公表権の保護と情報公開制度のめざす「知る権利」の保障が、真正面から衝突することになる。

この第2審に比べ、第1審の判断方法は、あくまでも情報公開制度上の救済手続にのせて、問題の解決を図ろうとするものである。その意味では、同条例5条1項2号の立法趣旨にも合致している。法人等事業情報に関する5条1項2号規定は、もともとアメリカ合衆国情報自由法552条b項(4)号の解釈をめぐる判例法の影響を受けているといわれるが、さらに、同規定自体、同条例のめざす知る権利保障と企業情報保護の利益衡量を予定していることも、指摘されている（三宅弘『情報公開ガイドブック』110～113参照（1995年）参照）。ただ、この第1審判決には、「創意工夫ないしノウハウ」の認定につき、安易さがみられ、この点については、1990年に改正された不正競争防止法上の「営業秘密」に関する保護要件が、同公文書公開条例5条1項2号にいう「不利益」審査においても、参考とされなければならない（三宅弘「情報公開立法と知る権利（2）」法律時報66巻1号99～100頁（1994年）、同『情報公開ガイドブック』花伝社113～117頁（1995年）参照）。

また、公表権は著作者の人格権にかかわるものといわれるが、本件の場合、公表権は設計会社にあり、純然たる人格権の主張にはなっていない。この点、「営利社団に関しては、著作者

人格権といえども、要するに営業上の利益の一態様に過ぎない。だとすれば、そのような利益は、他の財産的利益と同様に社会的な制約に服すべきなのであり、行政の公開性や公的主体の説明責任の充足といった公的な目的のため、自己の提供した情報が公開され、公表権が制約を受けることも場合によりやむをえない、と考えられよう。」（玉井克哉「法人等に関する情報—著作者の権利との関係」法学教室201号18頁(1997年)）とする指摘は、注目に値する。

このように見えてくると、第1審は、著作権法上の公表権による制限を、情報公開制度内の制約ととらえるものであり、第2審は、同制限を情報公開制度外の制約と理解する、と考えることができる（制度内在的・制度外在的といった視点で本件を議論するものとしては、玉井克哉同18～19頁参照）。もともと著作権法制度と情報公開制度は異なる法益保護を目的とするものであり、最初からそこに一定の調整方法があるわけではない。この意味では、あらゆる可能性が試されてもよい。しかし、既に見たように、第2審の判断方法は、著作権法上の公表権を、情報公開制度（上の公開）そのものと対置させ、同制度そのものを機能不全に追い込む可能性をもっている。この点では、差戻後の第1審判決の方が、現実に即した解決となっているようと思われる。

3. 公表権と知る権利

同判決は、さらに、「著作権法の公表権は、著作者人格権に属するものであり、同法は、著作権の制限について、第二章第三節第五款に明文の規定を置きながら、同法五〇条で『この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してなならない。』と規定しているのであるから、法律の明文の規定がないのに、みだりに類推解釈により公表権を制限すべきではなく、まして、法律の授権に基づかない条例の規定の解釈運用によって、著作権法により与えられた公表権を制限するような結果をもたらすことは許されないものといわなければならない。したがって、条例五条一項二号の『明らかに不利益を与えると認められる』の解釈により、著作権者に重大な損害が生じないからとして、公表権の侵害を容認する結果を認めることは許されないものである。」としている。この判断は、公表権が人格権であること及び著作権「法」上のものであることを強調することによって、解釈運用上、公文書公開「条例」上の情報請求権を制限することを試みるものである。この点については、地方自治体の情報公開制度が、確かに条例上のものであっても、同制度の基礎にある「知る権利」は、同じく人格権としての性格を有し、しかも、今日、国民主権の原理、参政権、表現の自由等に根拠づけられた憲法上の権利（多数説は、抽象的権利とする）として認められていることも確認しておく必要がある。

また、1996年11月に公表された国の情報公開法要綱案は、その第26「地方公共団体の情報公開」のところで、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。」と定めているが、地方自治体の情報公開制度は、このようにいまや国レベルの施策と同様に解されており、法律上授権のない単なる条例上の制度という本件第2審の判断は、あまりにも狭隘なものといわざるをえない。なお、同要綱案は、別に、第28「関係法律との調整」において、他の関係法と調整を行うことの必要性を規定するが、「情報公開法」が制定された場合、この公表権との調整がどのようになされるか、注目される。

さらに、そもそも情報公開制度と著作権法は、そのめざす保護法益を異にするものであり、お互いを排するという性格のものでないことは明らかである。また、同公表権自体、機能的に

は、著作物の発表及びその後の保護という流れの中で作用するものであり、具体的には、他の複製権、放送権、口述権などの侵害とともに問題とされる場合が多い。この意味では、当該公表権のみを取り出し、情報公開制度そのものと対立させるようなやり方は、問題である。その他、本件については、同新築マンションの各図面等につき、既に公表されたものとして扱うことができるのではないか、という問題提起もなされている（中島徹 同49頁参照）。

結論的には、このように著作権法上の公表権侵害が問題となった場合は、本件の差戻後の第1審判決と同様、公表権侵害という形式にとどまることなく、実質的に不利益を考慮したうえで、情報公開条例上の適用除外規定にいう「明らかに不利益を与えると認める」場合に当たるかどうかを判断する、ということが要請されることになる。著作権法上のその他の権利、例えば複製権等が問題となった場合は、基本的には、行政または情報請求者が著作権処理を適正に行うことで対処できると思うが、課題としては、公益利用を理由とする許諾料・使用料等の免除も、今後考えられるであろう。

五、おわりに

公表権などの著作者人格権については、その一身専属性に着目し、情報公開制度上、むしろ個人情報に関する適用除外の問題として、あるいはプライバシー保護法制のシステムにより、解決すべき方途のあることが説かれている（多賀谷一照『行政とマルチメディアの法理』102～103頁（弘文堂 1995年）参照）。確かに、著作物の公表権、同一性保持権は、自己情報コントロール権というプライバシー権の範疇で処理することもできよう。

このようなダイナミックな提案ができるためには、著作権法制自体もこれまでの殻を脱皮する必要があろうし、さらには、今後、情報公開制度や著作権保護法制、及びプライバシー保護法制等を包括する、体系的な、例えば「情報法」といった学問領域の発達が、望まれることになる。

参考文献

- 斎藤 博 「情報公開と著作権法—『神奈川県公文書公開条例』事件」『情報公開・個人情報保護』ジュリスト増刊1994年5月号44～48頁
- 中島 徹 「知る権利と著作権」中央学院大学法学論叢第6巻2号29～54頁（1993年）
- 同 「情報公開と設計者の公表権—神奈川県公文書公開条例事件」『著作権判例百選（第二版）』別冊ジュリスト128号126～127（1994年）
- 三宅 弘 「情報公開立法と知る権利（2）—営業秘密・プライバシー等との衡量及び非公開審理手続の可否」法律時報第66巻1号98～104頁（1994年）
- 同 「情報公開ガイドブック」110～124頁（花伝社 1995年）
- 多賀谷一照 『行政とマルチメディアの法理』94～108頁（弘文堂 1995年）
- 玉井 克哉 「法人等に関する情報—（1）著作者の権利との関係」法學教室201号18～19頁（1997年）